

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月31日
【計算期間】	第18期中（自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）
【ファンド名】	ありがとうファンド
【発行者名】	ありがとう投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 長谷 俊介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田二丁目1 5 番 9 号 The Kanda 282 3F
【事務連絡者氏名】	武川 静香
【連絡場所】	東京都千代田区内神田二丁目1 5 番 9 号 The Kanda 282 3F
【電話番号】	03-5295-8030
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

(1) 【投資状況】

(2022年3月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	709,791,743	3.92
内 日本	709,791,743	3.92
投資信託受益証券	635,592,522	3.51
内 米国	635,592,522	3.51
投資証券	16,531,553,549	91.18
内 ルクセンブルグ	16,531,553,549	91.18
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	253,116,411	1.40
純資産総額	18,130,054,225	100

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2022年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2004年9月1日)	161,533,737	-	1.0000	-
第1期 (2005年8月31日)	813,453,652	-	1.0705	-
第2期 (2006年8月31日)	3,255,488,912	-	1.2526	-
第3期 (2007年8月31日)	6,857,065,724	-	1.2681	-
第4期 (2008年9月1日)	6,847,698,905	-	1.0075	-
第5期 (2009年8月31日)	7,075,133,780	-	0.8878	-
第6期 (2010年8月31日)	6,850,562,504	-	0.8014	-
第7期 (2011年8月31日)	7,105,766,275	-	0.7940	-

第8期 (2012年8月31日)	7,681,193,769	-	0.8146	-
第9期 (2013年9月2日)	10,261,182,154	-	1.1647	-
第10期 (2014年9月1日)	10,825,245,072	-	1.3818	-
第11期 (2015年8月31日)	11,337,364,919	-	1.5772	-
第12期 (2016年8月31日)	10,667,264,385	-	1.4686	-
第13期 (2017年8月31日)	12,385,467,150	-	1.7859	-
第14期 (2018年8月31日)	13,092,322,481	-	1.8975	-
第15期 (2019年9月2日)	12,156,599,972	-	1.7417	-
第16期 (2020年8月31日)	14,087,578,044	-	2.0964	-
第17期 (2021年8月31日)	18,521,123,080	-	2.8089	-
2021年 3月末日	16,584,696,085	-	2.5115	-
4月末日	17,303,623,743	-	2.6422	-
5月末日	17,499,462,769	-	2.6619	-
6月末日	17,982,455,776	-	2.7296	-
7月末日	18,076,555,438	-	2.7457	-
8月末日	18,521,123,080	-	2.8089	-
9月末日	18,046,561,419	-	2.7310	-
10月末日	18,903,734,179	-	2.8585	-
11月末日	18,758,173,215	-	2.8332	-
12月末日	19,237,752,464	-	2.9015	-
2022年 1月末日	16,885,959,107	-	2.5431	-
2月末日	16,615,061,057	-	2.4916	-
3月末日	18,130,054,225	-	2.7106	-

②【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円
第7期	0.0000円
第8期	0.0000円
第9期	0.0000円
第10期	0.0000円
第11期	0.0000円
第12期	0.0000円

第13期	0.0000円
第14期	0.0000円
第15期	0.0000円
第16期	0.0000円
第17期	0.0000円

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	7.05%
第2期	17.01%
第3期	1.24%
第4期	△20.55%
第5期	△11.88%
第6期	△9.73%
第7期	△0.92%
第8期	2.59%
第9期	42.98%
第10期	18.64%
第11期	14.14%
第12期	△6.89%
第13期	21.61%
第14期	6.25%
第15期	△8.21%
第16期	20.36%
第17期	33.99%
第18期（中間期）	△11.30%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}) \div \text{前期末の基準価額} \times 100$$

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

2【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	774,228,127	14,349,714	759,878,413
第2期	1,872,923,330	33,777,935	2,599,023,808
第3期	3,008,798,137	200,499,557	5,407,322,388
第4期	1,747,490,863	357,920,952	6,796,892,299
第5期	1,503,633,479	331,024,191	7,969,501,587
第6期	964,774,144	386,042,379	8,548,233,352
第7期	854,181,616	452,948,908	8,949,466,060
第8期	892,772,939	413,342,754	9,428,896,245
第9期	664,937,811	1,283,556,656	8,810,277,400
第10期	655,017,446	1,631,416,206	7,833,878,640
第11期	541,857,299	1,187,638,309	7,188,097,630
第12期	545,876,331	470,253,591	7,263,720,370
第13期	447,350,325	776,115,911	6,934,954,784

第14期	400,547,680	435,699,335	6,899,803,129
第15期	430,393,691	350,433,686	6,979,763,134
第16期	430,227,449	690,087,454	6,719,903,129
第17期	382,702,890	508,762,244	6,593,843,775
第18期（中間期）	207,132,597	132,640,551	6,668,335,821

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（令和3年9月1日から令和4年2月28日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人による中間監査を受けております。

ありがとうファンド

（１）【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第17期計算期間末 令和3年8月31日現在 金 額（円）	第18期中間計算期間末 令和4年2月28日現在 金 額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		2,171,812	2,597,319
金銭信託		816,844	241,891
コール・ローン		240,000,000	343,000,000
投資信託受益証券		1,300,099,291	1,258,231,175
投資証券		17,062,100,273	15,102,509,852
流動資産合計		18,605,188,220	16,706,580,237
資産合計		18,605,188,220	16,706,580,237
負債の部			
流動負債			
未払解約金		28,007	3,569,681
未払受託者報酬		8,550,474	8,883,273
未払委託者報酬		75,486,659	79,066,226
流動負債合計		84,065,140	91,519,180
負債合計		84,065,140	91,519,180
純資産の部			
元本等			
元本		6,593,843,775	6,668,335,821
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（△）		11,927,279,305	9,946,725,236
（分配準備積立金）		9,666,054,406	9,474,192,846
元本等合計		18,521,123,080	16,615,061,057
純資産合計		18,521,123,080	16,615,061,057
負債純資産合計		18,605,188,220	16,706,580,237

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第17期中間計算期間 自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日 金 額（円）	18期中間計算期間 自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日 金 額（円）
営業収益			
受取利息		1	1
有価証券売買等損益		2,194,663,284	△2,660,191,941
為替差損益		199,598,568	637,143,681
その他収益		2,841,287	4,891,230
営業収益合計		2,397,103,140	△2,018,157,029
営業費用			
支払利息		149,049	119,387
受託者報酬		7,422,715	8,883,273
委託者報酬		63,973,816	79,066,226
その他費用		185,912	564,979
営業費用合計		71,731,492	88,633,865
営業利益又は営業損失（△）		2,325,371,648	△2,106,790,894
経常利益又は経常損失（△）		2,325,371,648	△2,106,790,894
中間純利益又は中間純損失（△）		2,325,371,648	△2,106,790,894
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）		44,947,330	△2,607,693
期首剰余金又は期首欠損金（△）		7,367,674,915	11,927,279,305
剰余金増加額又は欠損金減少額		234,441,962	363,578,033
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		234,441,962	363,578,033
剰余金減少額又は欠損金増加額		332,128,295	239,948,901
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		332,128,295	239,948,901
分配金		—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）		9,550,412,900	9,946,725,236

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第18期中間計算期間 自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の中間計算期間末日の前営業日（一部は前々営業日）の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第17期計算期間末 令和3年8月31日現在	第18期中間計算期間末 令和4年2月28日現在
1. 期首元本額	6,719,903,129円	6,593,843,775円
期中追加設定元本額	382,702,890円	207,132,597円
期中一部解約元本額	508,762,244円	132,640,551円
2. 受益権の総数	6,593,843,775口	6,668,335,821口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第17期中間計算期間 自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日	第18期中間計算期間 自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日
	該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第17期計算期間末 令和3年8月31日現在	第18期中間計算期間末 令和4年2月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	○有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

第17期計算期間末 令和3年8月31日現在	第18期中間計算期間末 令和4年2月28日現在
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第17期計算期間末 令和3年8月31日現在	第18期中間計算期間末 令和4年2月28日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.8089円 (28,089円)	2.4916円 (24,916円)

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

(2022年3月末現在)

資本金の額 265,000千円
発行可能株式総数 40,000株
発行済株式総数 26,500株
※最近5年間における資本金の額の増減
該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

委託会社が運用の指図及び受益証券の直接募集する証券投資信託は2022年3月末現在、以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額（円）
公募投資信託	追加型株式投資信託	1本	18,130,054,225円
	ファンド・オブ・ファンズ		

(3)【その他】

訴訟事件その他の重要事項

提出日前6か月以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である、ありがとう投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第18期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。
4. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
5. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第18期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表ならびに第19期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）の中間財務諸表について、イデア監査法人の監査および中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	194,888	216,458
直販顧客分別金信託	20,000	20,000
前払費用	2,558	2,523
未収委託者報酬	7,602	11,609
その他	35	-
流動資産合計	225,083	250,591
固定資産		
有形固定資産	※1	
器具備品	3,853	2,470
その他	-	396
有形固定資産合計	3,853	2,866
無形固定資産		
ソフトウェア	5,754	4,201
無形固定資産合計	5,754	4,201
投資その他の資産		
預託金	3	5
繰延税金資産	309	536
投資その他の資産合計	313	541
固定資産合計	9,920	7,610
資産合計	235,004	258,202
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	395	205
預り金	292	304
未払金	19,494	20,527
未払費用	2,575	2,078
未払法人税等	2,954	6,633
未払消費税等	2,487	4,423
賞与引当金	1,330	1,500
流動負債合計	29,530	35,674
固定負債		
退職給付引当金	530	850
固定負債合計	530	850
負債合計	30,060	36,524
純資産の部		
株主資本		
資本金	265,000	265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△60,055	△43,321
利益剰余金合計	△60,055	△43,321
株主資本合計	204,944	221,678
純資産合計	204,944	221,678
負債・純資産合計	235,004	258,202

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
営業収益		
委託者報酬	101,582	111,118
営業収益合計	101,582	111,118
営業費用		
支払手数料	25,861	25,023
広告宣伝費	1,309	1,354
委託計算費	5,434	5,460
営業雑経費	5,366	5,081
通信費	2,604	2,524
印刷費	1,894	1,721
諸会費	867	834
営業費用合計	37,971	36,919
一般管理費		
給料	31,799	32,281
役員報酬	9,380	9,620
給与手当	15,915	15,776
賞与	2,550	2,880
法定福利費	3,953	4,005
交際費	561	112
旅費交通費	1,540	631
租税公課	1,984	2,164
不動産賃借料	3,898	3,898
水道光熱費	266	265
退職給付費用	1,605	1,916
固定資産減価償却費	3,480	4,363
事務用品費	135	101
消耗品費	189	348
賞与引当金繰入額	1,330	1,500
その他	3,195	2,795
一般管理費合計	49,986	50,378
営業利益	13,624	23,819
営業外収益		
受取利息	0	0
その他営業外収益	100	645
営業外収益合計	100	645
営業外費用		
その他営業外費用	26	30
営業外費用合計	26	30
経常利益	13,698	24,434
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税引前当期純利益	13,698	24,434
法人税、住民税及び事業税	4,569	7,928
法人税等調整額	△31	△226
法人税等合計	4,538	7,701
当期純利益	9,159	16,733

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	△69,215	△69,215	195,784	195,784
当期変動額					
当期純利益		9,159	9,159	9,159	9,159
当期変動額合計	—	9,159	9,159	9,159	9,159
当期末残高	265,000	△60,055	△60,055	204,944	204,944

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	△60,055	△60,055	204,944	204,944
当期変動額					
当期純利益		16,733	16,733	16,733	16,733
当期変動額合計	—	16,733	16,733	16,733	16,733
当期末残高	265,000	△43,321	△43,321	221,678	221,678

[注記事項]**(重要な会計方針)****1. 固定資産の減価償却の方法****有形固定資産**

器具備品：定率法によっております。

主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 4～8年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準**賞与引当金**

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

3. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)**繰延税金資産の回収可能性について****(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額**

1,149千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)**(「会計上の見積り」の開示に関する会計基準」の適用)**

「会計上の見積り」の開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11号ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
器具備品	3,446千円	5,143千円
その他	-千円	198千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株	—	—	26,500株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株	—	—	26,500株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取り組み方針

当社の資金運用は、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。
 自社投資信託以外の他の金融商品への投資は行わない方針です。
 資金調達については、今後も銀行等からの借入の方針はありません。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬はファンドに係る信用リスクに晒されております。未払金は1年以内の支払期日であります。未払金は、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資金計画を作成する等の方法によりリスク回避を図っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を含めております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	194,888	194,888	-
(2) 直販顧客分別金信託	20,000	20,000	-
(3) 未収委託者報酬	7,602	7,602	-
資産計	222,490	222,490	-
(1) 未払金	19,494	19,494	-
負債計	19,494	19,494	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	216,458	216,458	-
(2) 直販顧客分別金信託	20,000	20,000	-
(3) 未収委託者報酬	11,609	11,609	-
資産計	248,067	248,067	-
(1) 未払金	20,527	20,527	-
負債計	20,527	20,527	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1)現金及び預金、(2) 直販顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負債 (1)未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	194,888	-	-
直販顧客分別金信託	20,000	-	-
未収委託者報酬	7,602	-	-
合計	222,490	-	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	216,458	-	-
直販顧客分別金信託	20,000	-	-
未収委託者報酬	11,609	-	-
合計	248,067	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
退職給付引当金の期首残高	430千円
退職給付費用	100千円
退職給付の支払額	-千円
退職給付引当金の期末残高	530千円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 2020年3月31日
非積立型制度の退職給付債務	530千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	530千円
退職給付引当金	530千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	530千円

(3)退職給付費用

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	100千円

3. 確定拠出制度

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
確定拠出制度への要拠出額	1,505千円

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
退職給付引当金の期首残高	530千円
退職給付費用	320千円
退職給付の支払額	-千円
退職給付引当金の期末残高	850千円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 2021年3月31日
非積立型制度の退職給付債務	850千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	850千円
退職給付引当金	850千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	850千円

(3)退職給付費用

	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	320千円

3. 確定拠出制度

	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
確定拠出制度への要拠出額	1,596千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 2020年3月31日	当事業年度 2021年3月31日
	千円	千円
繰延税金資産		
未払事業税	352	429
減価償却超過額	0	0
賞与引当金	407	459
退職給付引当金	162	260
繰延税金資産小計	922	1,149
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	922	1,149
繰延税金負債		
前払中小企業倒産防止共済掛金	△612	△612
繰延税金負債合計	△612	△612
繰延税金資産の純額	309	536

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
1株当たり純資産額	7,733円75銭	8,365円20銭
1株当たり当期純利益	345円65銭	631円45銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
当期純利益(千円)	9,159千円	16,733千円
普通株主に帰属しない金額(千円)	一千円	一千円
普通株式に係る当期純利益(千円)	9,159千円	16,733千円
期中平均株式数(株)	26,500株	26,500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

◇中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

第19期中間会計期間末 (2021年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	259,583
直販顧客分別金信託	20,000
前払費用	2,351
未収委託者報酬	13,215
流動資産合計	295,150
固定資産	
有形固定資産	※1
器具備品	1,882
その他	297
有形固定資産合計	2,179
無形固定資産	
ソフトウェア	2,981
無形固定資産合計	2,981
投資その他の資産	
預託金	5
繰延税金資産	1,169
投資その他の資産合計	1,174
固定資産合計	6,335
資産合計	301,486
負債の部	
流動負債	
顧客からの預り金	802
預り金	398
未払金	42,798
未払費用	2,309
未払法人税等	9,942
未払消費税等	3,094
賞与引当金	1,510
流動負債合計	60,855
固定負債	
退職給付引当金	950
固定負債合計	950
負債合計	61,805
純資産の部	
株主資本	
資本金	265,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△25,319
利益剰余金合計	△25,319
株主資本合計	239,680
純資産合計	239,680
負債・純資産合計	301,486

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

第19期中間会計期間 自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日		
営業収益		
委託者報酬		70,084
営業収益合計		70,084
営業費用		19,892
一般管理費	※1	24,078
営業利益		26,113
営業外収益		12
営業外費用		20
経常利益		26,106
税引前中間純利益		26,106
法人税、住民税及び事業税		8,735
法人税等調整額		△632
中間純利益		18,002

(3) 中間株主資本等変動計算書

第19期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

(単位:千円)

(単位：百万円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	△43,321	△43,321	221,678	221,678
当中間期変動額					
中間純利益		18,002	18,002	18,002	18,002
当中間期変動額合計	—	18,002	18,002	18,002	18,002
当中間期末残高	265,000	△25,319	△25,319	239,680	239,680

重要な会計方針

項 目	第19期中間会計期間 自 2021年 4月 1 日 至 2021年 9月30日
1固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 4～8年 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
2引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。
3収益及び費用の計上基準	委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の純資産総額に対する一定割合として収益を認識しております。
4その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による、当中間会計期間に係る中間財務諸表への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当
中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10
号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、
将来にわたって適用することといたしました。

これによる中間財務諸表への影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第19期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)	
※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額	
器具備品	5,731千円
その他	297千円

(中間損益計算書関係)

第19期中間会計期間 自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	687千円
無形固定資産	1,220千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第19期中間会計期間 自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日				
1 発行済株式に関する事項				
	当事業年度 期首株式数	当中間会 計期間増 加株式数	当中間会 計期間減 少株式数	当中間会計 期間末株式 数
普通株式	26,500株	-	-	26,500株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
該当事項はありません。				

(リース取引)

第19期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第19期中間会計期間末（2021年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第19期中間会計期間末（2021年9月30日現在）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引)

第19期中間会計期間末（2021年9月30日現在）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2021年 4月1日 至 2021年9月30日)
委託者報酬	70,084
営業収益	70,084

(セグメント情報等)

第19期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第19期中間会計期間 自 2021年 4月 1 日 至 2021年 9月30日	
1株当たり純資産額	9,044円56銭
1株当たり中間純利益	679円35銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	18,002千円
普通株式に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	18,002千円
期中平均株式数	26,500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月3日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中
イデア監査法人
東京都中央区

指定社員 公認会計士 立 野 晴 朗 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月16日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年4月12日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているありがとうファンドの令和3年9月1日から令和4年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとうファンドの令和4年2月28日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（令和3年9月1日から令和4年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ありがとう投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ありがとう投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。